

## ○山形大学医学部附属病院研修登録医受入れ規程

(平成元年7月25日制定)

改正 平成7年5月22日 平成9年4月1日

平成11年1月12日 平成17年4月1日

平成18年12月1日 平成23年4月1日

平成24年12月18日平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、大学附属病院と地域の診療所、病院等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、山形大学医学部附属病院(以下「本院」という。)における研修登録医の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研修登録医」とは、第4条の規定による許可を受け本院において医療に関する研修を行う者をいう。

2 研修登録医となることができる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上を経過した者とする。

(申請)

第3条 研修登録医の許可を受けようとする者は、申請書(別紙様式第1号)に、履歴書(別紙様式第2号)及び所属医師会会長若しくは歯科医師会会長又は所属長の推薦書(別紙様式第3号)を添え、山形大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)に申請するものとする。

2 前項の申請は、原則として研修開始の日の1か月前までに行うものとする。

(許可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、本院の診療業務に支障がないと認めるときは、当該診療科長、当該中央診療施設の部長又は当該特殊診療施設の部長若しくは室長(以下「当該診療科等の長」という。)の同意を得て、期間を定めてその受入れを許可することができる。

(登録)

第5条 病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、助手以上の教員の中から指導教員を定め、研修登録医台帳(別紙様式第4号)に登録し、研修登録医登録証(別紙様式第5号)を交付するものとする。

(研修期間)

第6条 研修登録医の研修期間は、1年以内とする。ただし、受入れを許可する日の属する事業年度を超えないものとする。

(研修期間の更新)

第7条 病院長は、研修登録医が研修期間の更新を申請したときは、当該診療科等の長の同意を得て、これを許可することができる。

2 前項の申請は、原則として研修期間満了の日の1か月前までに、申請書(別紙様式第6号)により行うものとする。

(研修料)

第8条 研修登録医の研修料は、月額6,480円とする。

2 研修登録医として受入れを許可されたときは、研修期間に応じて、研修料の全額を研修開始日の前日までに納付しなければならない。

3 研修料を研修開始日の前日までに納付しないときは、病院長は、許可を取り消すものとする。

4 納付された研修料は、返付しない。ただし、研修登録医から研修開始日の前日までに次条に基づく願い出があった場合は、この限りではない。

(研修登録医の辞退)

第9条 研修登録医は、研修登録医を辞退しようとするときは、辞退願(別紙様式第7号)により当該診療科等の長を経て、病院長に願い出なければならない。

(規則の遵守)

第10条 研修登録医は、山形大学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第11条 研修登録医が前条の規定に違反し、又は研修登録医としてふさわしくない行為があったときは、病院長は研修登録医の受入れの許可を取り消すことができる。

(診療及び研究への参加等)

第12条 研修登録医は、当該診療科等の長の監督を受け、指導教員の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加することができる。

2 研修登録医は、当該診療科等の長の監督を受け、指導教員の実地指導の下に、自らが紹介した患者の診療に参加することができる。

3 研修登録医は、山形大学医学部図書館長の許可を得て、山形大学医学部図書館を利用することができる。

(診療報酬の帰属)

第13条 研修登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、本院に帰属する。

(損害賠償等)

第14条 研修登録医は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第 15 条 研修登録医の受入れに関する事務は、山形大学医学部総務課において処理する。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、研修登録医の受入れに関する必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 7 年 5 月 22 日)

この規則は、平成 7 年 5 月 22 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 1 月 12 日)

この規則は、平成 11 年 1 月 12 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 1 日)

この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行し、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 18 日)

この規則は、平成 24 年 12 月 18 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号

研修登録医受入れ許可申請書

[別紙参照]

別紙様式第 2 号

履歴書

[別紙参照]

別紙様式第 3 号

推薦書

[別紙参照]

別紙様式第 4 号

研修登録医台帳

[別紙参照]

別紙様式第 5 号

研修登録医登録証

[別紙参照]

別紙様式第 6 号

研修登録医研修期間更新申請書

[別紙参照]

別紙様式第 7 号

研修登録医辞退願

[別紙参照]